

法務大臣閣議後記者会見抜粋

平成30年7月17日（火）

7月14日（土）、「平成30年7月豪雨」を「特定非常災害」に指定するとともに、特定非常災害特別措置法及び総合法律支援法に基づく特別措置を適用するための政令が閣議決定されました。これにより、今回の豪雨災害に被災された方々に対し、法務省の所管に関わる次の支援措置を実施してまいります。

まず、総合法律支援法に基づく措置として、日本司法支援センター（法テラス）において、来年6月27日までの間、被災者の方々を対象に、無料法律相談が実施されます。なお、法テラスでは、被災者の方々の生活再建に役立つ情報提供として、ホームページに「平成30年7月豪雨（西日本豪雨）Q&A」の掲載を行っているほか、専用のフリーダイヤルを利用していただけるようにすることとしています。

次に、特定非常災害特別措置法に基づく措置として、

- ① 行政上の権利利益に係る満了日の延長（例えば、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給申請の期間を延長する）
- ② 期限内に履行されなかった義務に係る免責（例えば、建物の滅失登記、会社・法人等の役員変更登記等の申請ができなかった場合に不利益な取扱いとしない）
- ③ 債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例
- ④ 相続の承認又は放棄をすべき期間の特例
- ⑤ 民事調停の申立手数料の特例

を実施します。

さらに、これらの法律に基づく措置ではありませんが、被災地域にお住まいの外国人の方々を対象として、被災により在留資格等に関する各種手続や在留管理制度における届出が期限までにできなかった場合について、柔軟に対応することとしています。

これらの措置が、被災者の方々の一日も早い被害回復や生活再建の一助となることを願っています。

7月10日の記者会見で申し上げましたが、法務省においては、一部の官署で避難者の受入れや備蓄品の提供などの支援を行っているほか、13日からは尾道市向島給水拠点^{むかいしま}に刑事施設職員を派遣し、近隣住民に対する給水対応の支援を行っています。引き続き、被災者の方々への支援に貢献してま

いる所存です。

(以上)